

## 東海北陸地方年金記録訂正審議会（第5回総会）議事録

○日時 平成31年4月10日（水） 13:30～13:59

○場所 名古屋合同庁舎第1号館8階 会議室

○出席者

山田会長、浅岡委員、岩田委員、大滝委員、小川委員、奥村委員、小掠委員、木村委員、久野委員、小寺委員、小林委員、佐藤委員、長瀬委員、蜂須賀委員、松井委員、村瀬委員

○議題

- (1) 東海北陸地方年金記録訂正審議会の「会長代行」、「部会に属すべき委員」及び「部会長」の指名について
- (2) 年金記録に係る訂正請求の受付・処理状況等について

○議事

○西課長補佐 それでは定刻になりましたので、ただいまから、東海北陸地方年金記録訂正審議会第5回総会を始めさせていただきます。

私は、東海北陸厚生局年金審査課 課長補佐の西と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

冒頭、お願ひごとになりますが、本会議の発言につきましては、議事録作成のために録音させていただきますので、あらかじめご了承お願ひいたします。

併せて、東海北陸厚生局のホームページに掲載する写真を撮らせていただきますので、こちらにつきましても、ご了承いただきたいと思います。

本会議につきましては、東海北陸地方年金記録訂正審議会運営規則により、山田会長に本日の総会の議事進行をしていただくこととなります。

それでは山田会長、よろしくお願ひいたします。

○山田会長 それでは始めさせていただきます。委員の皆様方には、ご多忙の中、本日全員ご参加いただきまして誠にありがとうございます。

まず始めに、東海北陸地方年金記録訂正審議会の運営規則第9条で「会議は非公開とする。ただし、会長が必要と認めるときは、公開とすることができます。」と、このように規定されております。本日の議題1及び2の議事につきましては、特段、個人情報の保護や、公開することによって本審議会の運営に支障を来すような内容は含まれていないと判断できますので、公開といたします。

それでは事務局は、運営規則第12条第1項、第2項の規定によって議事要旨を作成して、会議資料と併せて東海北陸厚生局のホームページで公開するとともに、同条第3項の規定に基づいて、議事録の作成をお願いいたします。議事録の作成に

つきましては、同条第4項の規定により議事録署名人として、私のほかに、小川委員と蜂須賀委員の、このお二方に指名させていただきますのでよろしくお願ひいたします。

続きまして、事務局から、本日の出欠状況と会議の成立についてのご報告と資料等の説明、確認をお願いいたします。

○西課長補佐 本日の総会成立の報告に先立ちまして、まず、平成31年度の本審議会部会の体制についてご報告申し上げます。

本審議会は平成27年度に発足し、現在に至っているところではございますが、審議件数は当初から減少している現状に鑑み、部会の設置数については、6部会から4部会に変更となり、委員数が24名から16名となりましたことをご報告いたします。

それでは、本日の総会の出席委員数及び総会の成立についてご報告いたします。

本日は、委員総数16名に対しまして、16名の委員の方にご出席をいただいております。

地方年金記録訂正審議会規則第7条第1項において、「委員及び議事に關係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。」と規定されており、本日は、その定足数を満たしておりますので、会議は成立していることをご報告いたします。

続きまして、お手元の資料のご確認をお願いいたします。

まず座席表、議事次第に続きまして、

資料1 「東海北陸地方年金記録訂正審議会委員名簿」

資料2 「東海北陸地方年金記録訂正審議会の「会長代行」、「部会に属すべき委員」

及び「部会長」の指名について」

資料3 「年金記録に係る訂正請求の受付・処理状況等について」

参考資料「1. 地方年金記録訂正審議会規則 2. 東海北陸地方年金記録訂正審議会運営規則」

をご用意させていただいております。資料等に不足がありましたらお申し出いただきたいと思います。

それでは、これに加え、本年4月に再任された委員の皆様には、人事異動通知書を封筒にお入れし、机の上にご用意させていただいておりますので、よろしくお願ひいたします。

なお、任期途中の委員の皆様には人事異動通知書はございませんので、申し添えいたします。

○山田会長 はい、どうもありがとうございました。それでは、東海北陸地方年金記録訂正審議会の委員と、本日ご出席の事務局職員のご紹介をしたいと思います。

事務局のほうから、ご紹介のほうをよろしくお願ひいたします。

○西課長補佐 それでは、まず東海北陸地方年金記録訂正審議会の委員の方々をご紹介いたします。

資料1の委員名簿をご覧ください。名簿の順にお名前のみご紹介させていただきます。

浅岡勇夫委員です。岩田久美子委員です。大滝春義委員です。小川洋子委員です。奥村美保委員です。小掠めぐみ委員です。木村美恵子委員です。久野真技委員です。小寺佐智子委員です。小林伸充委員です。佐藤文子委員です。長瀬紀美子委員です。蜂須賀太郎委員です。松井公一委員です。村瀬憲士委員です。山田博会長です。

以上、東海北陸地方年金記録訂正審議会の委員総数は16名でございます。

続きまして、事務局の出席者をご紹介いたします。

東海北陸厚生局長の堀江です。年金管理官の川本です。年金審査課長の加藤です。年金審査課管理係長の馬場です。そして、私は、年金審査課課長補佐の西です。よろしくお願ひいたします。

○山田会長 それでは、本日の議事に先立ちまして、堀江東海北陸厚生局長からご挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○堀江局長 改めまして、局長をさせていただいております堀江でございます。本日はどうもありがとうございます。先ほど、事務局のほうからも話がございましたように、今回委員の数が減って、部会の数も減っております。一面寂しい訳でございますが、他面それだけこの年金記録訂正ということが進んできたんだなとこういうことでございまして、本当に各委員の皆様には感謝を申し上げます。ありがとうございます。

毎回毎回、部会のほうに係る案件を、事前に私のところで見させていただいて、できるだけ論点を浮かび上がらせるような形にして、部会の先生方にしっかりとご議論いただけるようにしているつもりでございます。中には法制上は無理なんだけれど気の毒だなあこれは、という方も混じってはおりますけれども、まさに法律上しっかりと救済すべきはして、記録につなげるところはつなげて、各部会審議会で良い審議を行っていただけるように、私どものほうでも心を尽くして今年度もやってまいりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

今回ざっと見ると、管理官も課長も交代いたしました。管理官は別の厚生局で管理官をやっていた者ですので、しっかりと理解してくれていますし、また審査課長のほうも、しっかりと皆様方のそれぞれのご指摘、質問、ご要望に答えられるように配置をしたつもりでございますので、どうぞ何とぞよろしくお願ひいたします。

だんだん進んでまいりまして、案件のほうも、同じ方が何度も請求をなされてたりするような場合もあって、その度その度に今回どのような新しい証拠と言いますか資料が出てきたのかなあというような形で見て、そういうものが的確に先生方に伝わるようにしてまいりますので、何とぞこの国民の年金記録がしっかりとつな

がりますようにお願い申し上げましてご挨拶といたします。どうもありがとうございます。

○山田会長 どうもありがとうございました。それでは、本日の議題に入らせていただきます。

最初の議題は「会長代行」、それから「部会に属すべき委員」及び「部会長」の指名についてでございます。

地方年金記録訂正審議会規則の第5条第3項におきまして「会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を行う。」と規定されておりまして、同規則第6条第2項におきまして「部会に属すべき委員等は会長が指名する」とされ、また同条第3項によりまして「部会に部会長を置き、当該部会に属する委員等のうちから会長が指名する」と規定されてございます。昨年度までは國田委員に会長代行をお願いしておりましたが、委員を退任されましたので、会長代行を指名する必要がございます。

会長代行には、蜂須賀委員を指名させていただきます。蜂須賀委員、どうぞよろしくお願ひいたします。

○蜂須賀委員 蜂須賀でございます。よろしくお願ひいたします。

○山田会長 次に各部会に属する委員と部会長の指名についてでございます。事務局のほうから「部会に属すべき委員一覧表」を委員の皆さんにご配布願います。

今お配りいただきましたこの一覧表のよう、各部会に属する委員と部会長の指名をさせていただきたいと考えております。

第1部会は、浅岡委員、小川委員、久野委員、佐藤委員の4名の方、部会長には小川委員にお願いしたいと思います。

第2部会は、岩田委員、大滝委員、長瀬委員、蜂須賀委員で、部会長は蜂須賀委員にお願いしたいと思います。

次に第3部会は、小掠委員、木村委員、小林委員、村瀬委員で、部会長には村瀬委員にお願いしたいと思います。

次に第4部会ですが、奥村委員、小寺委員、松井委員、そして私とさせていただきたいと思います。部会長は私が務めさせていただきたいと存じます。よろしくお願ひいたします。

それでは委員の皆様におかれましては、ただいま指名させていただきました部会長の下で、東海北陸厚生局長から諮問がありました年金記録訂正請求の個別事案についてご審議をいただくようになりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

また、審議会の総会につきましては、必要な都度に、私が招集させていただくことになりますので、その節にはよろしくお願ひいたします。

以上が議題の1でございます。

次に議題の2「年金記録に係る訂正請求の受付・処理状況等について」でございます。この件につきましては事務局のほうからご報告をお願いいたします。

○加藤課長 本年4月から年金審査課長を拝命いたしました加藤でございます。着任しましてまだ日が浅く、至らない点もあろうかと存じますが、先生各位のご指導ご鞭撻を賜りまして業務に取り組んでまいる所存でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。それでは、着席して説明させていただきます。

お手元の資料3「年金記録に係る訂正請求の受付・処理状況等について」をご用意ください。この資料の数値でございますが、3月分の集計がまだ終わっておりませんので、平成30年度につきましては、平成31年2月末時点の速報値となります。

1ページをご覧ください。総務省から地方厚生局へ事務が移管されました翌年、平成28年度からの当厚生局の受付・処理状況の推移を示しているものでございます。受付件数につきまして、平成28年度は669件、平成29年度は437件、平成30年度は193件となっており、徐々に減少してきております。

制度別では、厚生年金が受付件数の大部分を占めており、次いで国民年金、脱退手当金の順となっております。

また、地方厚生局での処理件数につきましても、受付件数の減少に伴い、平成28年度は300件、平成29年度は254件、平成30年度は116件となっております。

資料にはございませんが、処理の流れにつきまして、少し説明をさせていただきます。請求者からの訂正請求は、はじめに日本年金機構で受け付けし、調査確認が行われた後、厚生労働省での判断が必要とされる場合は、地方厚生局(年金審査課)へ送付され、地方厚生局で処理されます。

表の見方でございますが、平成28年度でご説明いたしましたと、受付が669件ございました。処理件数は前年度以前の受付分も含め813件で、内訳は厚生局で処理したものが300件、そのうち訂正決定が181件、不訂正決定が119件、請求却下は0件でした。そして、日本年金機構で処理したものが464件、取り下げ等が49件でございました。

受付件数の減少につきましては、年金問題以降、年金の記録管理の徹底が図られ、その後の訂正事案が進んだ結果であると考えております。

平成30年度の厚生年金の受付件数の減少については、日本年金機構から、「平成30年度は、同僚リストの作成が遅れている」との情報を入手しております。これが原因で平成30年度の件数が減少していると思われます。

このことから、平成31年度では、平成30年度の同僚リスト事案分、受付件数は増加するものと考えております。

2ページをご覧ください。こちらは、総務省第三者委員会以来の受付件数の推移でございます。平成22年度の6,967件で1か月あたり581件をピークとして、その後減少しており、平成30年度は1か月あたり18件となっている現状でございま

す。

3ページをご覧ください。上段が総務省第三者委員会以来の処理件数の推移でございます。先程の受付件数の推移と同様に平成22年度の6,716件をピークとして、その後減少している状況でございます。

下段につきましては、制度別の訂正不訂正の割合でございます。総務省第三者委員会当時を累計したものの数字としまして、訂正をあっせんした割合が43.7%ございました。

その後、国民年金につきまして訂正された割合は、平成28年度では22.2%、平成29年度では20.5%、平成30年度では9.1%でございますが、厚生年金につきましては、平成28年度は70.4%、平成29年度は79.5%、平成30年度は51.3%と全体的に高い割合となっております。

また、これら両制度を累計しましたものとして、平成28年度の訂正された割合は61.6%、平成29年度につきましては70.3%、平成30年度は37.9%となっております。なお、厚生年金の平成30年度の訂正分数値が低いのは、先ほど申し上げました同僚リストの影響があるものと考えております。

次に4ページ5ページでございますが、昨年12月21日に本省で開催されました第6回社会保障審議会年金記録訂正分科会において公表された資料でございます。

まず4ページをご覧ください。請求期間の分類(事案類型)別の状況でございます。平成28年度で見ますと厚生年金では、事案類型が①標準賞与額に係る訂正請求が65.3%、②被保険者期間に係る訂正請求が24.0%でした。平成29年度においても、①標準賞与額に係る訂正請求が66.4%、②被保険者期間に係る訂正請求が25.4%と、ほぼ同比率となっており、最近の厚生年金の主たる訂正請求事案は、標準賞与額に係る訂正であることが分かります。

国民年金では、平成28年度、平成29年度においても⑤保険料納付に係る訂正請求が90%を超え、ほとんどを占めております。

脱退手当金につきましては、支給期間の訂正が全期間か一部期間かと言うことで分けているだけで、ほとんど全期間の訂正を求めております。

5ページをご覧ください。こちらは被保険者年齢階層別の状況でございます。これは下欄注1のとおり、平成29年度の厚生局処理事案を対象とした件数です。

国民年金では年金請求に関心のある50歳から65歳の請求が多いことが見られます。反面厚生年金については、若い世代の30歳代から50歳が多いことが見られます。これは、賞与の届出漏れなどが影響しているのではないかと考えております。

6ページをご覧ください。資料の1ページ目で当局分を説明させていただいたところでございますが、このページは全国に11か所あります各厚生局・各分室における受付・処理状況でございます。

当局は、網掛けしてあります⑦になります。厚生局処理件数欄は116件です。全国計が1,025件ですので、全国に占める割合は、11.3%でございます。

また、当局の特徴としまして、機構処理率の全国平均が60.3%であるところ、当

局では機構処理率が39.0%となっており、四国厚生（支）局、神奈川分室、千葉分室に次いで低い状況でございます。機構での処理率が低いということは、厚生労働省での判断を必要とする事案が多いということであり、それだけ当局では難事案が多いということでもあります。

このような中、先生各位におかれましては、精力的にご審議をいただきまして、感謝を申し上げる次第でございます。本年度におきましても、昨年度と同様、活発なご議論を賜り、請求者の立場に立っていただき、公正公平なご審議をよろしくお願ひを申し上げます。

以上で、私からの説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○山田会長 はい、どうもありがとうございました。いろいろと資料をお示しいただいてご説明をいただきました。ただいまの事務局のご報告につきまして何かご質問等ありましたらご遠慮なくどうぞお願ひいたします。

ただ、念のため申し上げますが、この議題は公開としておりますので、発言の際には個人情報、法人情報等にご留意を願います。一応そういう前提はございますが、この際ですので、ご質問等がありましたらどうぞご遠慮なくお願ひいたします。

よろしいでしょうか。特にお声がございませんが。また後で何か質問等気が付かれましたら、この場でなく、また後日でも結構ですので、ご遠慮なく事務局のほうにお尋ねください。

最後の方になりますが、私のほうから1点ご説明させていただきます。

ここからは、本審議会の事務手続き、それから運営に関する会長、部会長の意思決定に係るルールが含まれております。これらを公開しますと本審議会の運営に支障が生ずる可能性があると考えますので、議事及び資料は非公開といたします。

《以後非公開》